

平成18年度  
阪神・淡路大震災における  
被災自治体の財政運営に  
ついての調査研究報告書

---

特別研究

## 研究体制

研究責任者	伏見 達	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構職員
研究者	平野 祐次	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構職員
	永松 伸吾	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター専任研究員
	宇野 慎一郎	兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課主査
	平田 清	兵庫県阪神南県民局企画調整部市町振興課長
学識者	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・産業研究所教授
助言者	野村 正路	(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長
	栃尾 隆	兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課長

## 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	兵庫県内における市町の財政状況	1
第1節	震災以前の県内市町の特徴	1
第2節	阪神・淡路大震災による被害状況	2
第3節	震災以降の県内市町の特徴	3
第3章	被災自治体の財政状況	4
第1節	被災自治体の主な財政指標等の推移	4
第2節	財政状況が悪化する要因	10
第4章	阪神・淡路大震災における財政支援制度	18
第1節	災害救助・応急対策、歳入欠かん対策の財政支援制度	18
第2節	災害復旧事業における財政支援制度	20
第3節	災害復興事業における財政支援制度	23
第4節	その他の財政支援措置	25
第5節	現行の財政支援制度の検証	25
第5章	大規模災害時における新たな支援制度	26
第1節	財源手当の見直し	26
第2節	大規模災害に備えた交付税の財源確保	26
第3節	災害復旧事業の基準の見直し	27
第4節	制度上の問題	27
第6章	安定した財政運営に向けて	28
第1節	財政支援措置の課題	28
第2節	交付税特会における災害対応基金の創設	29
第3節	災害復旧にかかる財源保障制度の創設	29
第7章	おわりに	30

# 阪神・淡路大震災における被災自治体の財政運営について

## 第1章 はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から12年が経過し、被災地域の復興も進み、昨年、兵庫県と京都大学防災研究所が実施した「生活復興調査」では回答した9割の住民が「毎日の生活が落ち着いた」としているなど、被災地が概ね落ち着きを取り戻したことをうかがわせている。

こうした住民生活面での復興が着実に進んできている一方、震災からの復旧・復興に多額の経費を費やすこととなった地方自治体は、折からの景気低迷や行財政構造改革の影響を受け厳しい財政運営を強いられている。

震災から12年を経て、震災当時に災害復旧・復興に関連して借り入れを行った地方債の償還が進むなか、市町財政の硬直化が懸念される場所である。

本稿では、阪神・淡路大震災における県内の被災市町の財政状況を調査し、財政状況悪化の原因を探ると共に、その対応等について研究を進めていくこととしたい。

## 第2章 兵庫県内における市町の財政状況

### 第1節 震災以前の県内市町の特徴

#### 1. 財政状況（昭和59年度～平成5年度）

震災以前の昭和59年度～平成5年度の10年間の県内市町の財政状況を見ると、財政構造の弾力性の指標となる経常収支比率では全国市町村平均が69.5%～79.4%の間で推移しているのに対して、兵庫県内市町平均は72.0%～83.0%の間で推移しており、全国平均（加重平均）に比べ2～4ポイント程度高くなってはいるが、神戸市を除けば71.6%～81.1%の間で推移していることから、県内各市町においては、概ね弾力性を保っていたと言える。

また、地方債を発行する際の基準として財政運営健全性の指標となる起債制限比率を見ると、全国市町村平均が10.9～9.6%の間で推移しているのに対して、兵庫県内市町においては、12.1～11.2%の間で推移しており、全国平均に比べ1～2ポイントほど高くなってはいるが、全体的なトレンドは変わっていないと言える。

#### 2. 人口の推移（昭和59年度～平成5年度）

県内の人口は520万人～543万人（増加率4.4%）で推移しており、全国の人口推移の11,932万人～12,396万人（増加率3.9%）と比べて高い水準で増加している。

#### 3. 税収の状況（昭和59年度～平成5年度）

税収の状況では、市町村税総額では全国では11兆9,907億95百万円～19兆7,134億47

百万円で推移し、64.4%の増となっているのに対して、兵庫県内市町の税収の総額は、5,632億14百万円～9,241億41百万円で推移し、64.1%の増となっている。

また、主要な税目である市町村民税については、全国では6兆120億18百万円～9兆7,023億81百万円と61.4%の増となっているのに対し、県内市町では、2,738億55百万円～4,362億34百万円と59.3%の増となっており、どちらも概ね全国平均と同様の推移をたどっている。

#### 4. 市町の状況

震災以前の10年間については、後半からいわゆるバブル経済の崩壊により景気減速が始まるが、財政状況、人口推移、税収の状況などは、全国の動向と比べ多少の差はあるものの概ね同様のトレンドを示している。

### 第2節 阪神・淡路大震災による被害状況

#### 1. 被害額

平成5年度までの兵庫県内市町の財政状況は、地域的な差はあるものの全国的に見て、概ね平均的な状況であったと言える。しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により状況は大きく変わってきている。

阪神・淡路大震災がもたらした被害は下表に示すとおり非常に大規模なものとなっており、その被害額は、兵庫県の推計によると（直接被害総額として）9兆9,268億円にのぼると言われている。

兵庫県内の被害状況

区 分	被害状況
死 者	6,402人
行方不明者	3人
負傷者数	40,092人
持家被害	538,767棟

被害総額

区 分	被害額
建築物	58,000億円
ライフライン	14,882億円
港湾	10,000億円
商工業	6,300億円
文教	3,352億円
農林水産	1,181億円
保健医療・福祉	1,733億円
その他公共施設	3,820億円
総 額	99,268億円

(注) 1 数値は平成18年12月27日現在での兵庫県公表数値を記載

2 持家被害については、全壊、半壊、一部損壊家屋数を記載

また、震災の復旧や復興関連事業に要する経費は、安田・松田・永松<sup>(1)</sup>の試算によると9兆7,450億円とほぼ被害額に匹敵する数値とされている。

この試算に依ると、こうした震災復旧に要する経費の内訳は、下表のようになっており、とりわけ、インフラへの投資など被災自治体が復旧を行う必要のあるものが多額に及んでおり、自治体の財政に及ぼす影響が懸念されるところである。

#### 復興資金の投入総額

大分類	総額 (H6～11年度)
復興関連事業総額	97,450億円
インフラへの投資	64,917億円
生活・産業再建への投資	31,669億円
その他	863億円

## 2. 悪化する市町財政

震災復旧に要する経費については、国の財政支援フレームに基づき、概ね2分の1の部分については国庫補助金で賄われ、残りの被災自治体負担の部分については、地方債の発行が認められており、その償還金については後年度交付税により一定割合が措置され、自治体の負担を軽減することとなっている。

また、阪神・淡路大震災では、従来の制度に加え、国庫補助率や交付税措置率の引き上げ等の優遇措置がとられ、従来に比べ自治体の財政負担の軽減を図る措置が取られてきたところである。

しかしながら、このたびの震災においては、その被害額が巨額なものとなっており、各自治体の財政負担は膨大なものとなっている。

さらに、日本経済は1990年代からバブル経済の崩壊による景気の低迷による税収の落ち込みの影響により、厳しい財政状況に陥るとともに、震災による住民の減少などにより、一層厳しいものとなっている。

## 第3節 震災以降の県内市町の特徴

### 1. 財政状況（平成6年度～16年度）

震災以降の平成6年度～平成16年度の11年間の県内市町の経常収支比率を見ると全国市町村平均が81.2%～90.5%の間で推移しているのに対して、兵庫県内市町の平均は、87.1%から94.8%の間で推移しており、全国平均(加重平均)に比べ6～4ポイント程度高くなっており、全国との差が大きくなっている。

また、起債制限比率を見ると、全国市町村平均が 9.8～11.2%の間で推移しているのに対して、兵庫県内市町の平均は 11.6～16.1%の間で推移しており、全国平均に比べ 2～5 ポイントほど高くなっており、これも震災以前に比べ差が広がっている。

## 2. 人口の推移（平成 6 年度～16 年度）

県内の人口は、546 万人～557 万人（増加率 2.0%）で推移しており、全国の人口推移の 12,432 万人～12,682 万人（増加率 2.0%）と同率の増加となっており、震災前には全国の増加率より 0.5 ポイント高かった増加率が震災後にはやや低下している。

## 3. 税収の状況（平成 6 年度～平成 16 年度）

市町村税の総額は、全国では 17 兆 1,865 億 80 百万円～17 兆 2,319 億 54 百万円で推移し、0.3%の増となっているのに対して、兵庫県内市町の総額は 8,746 億 2 百万円～8,332 億 53 百万円で推移し、4.7%の減となっている。

また、市町村民税は、全国で 8 兆 615 億 1 百万円～7 兆 1,525 億 88 百万円と 11.3%の減となっているのに対し、県内では 3,746 億 78 百万円～3,125 億 31 百万円と 16.6%の減となっており、全国に比して減少幅が大きくなっている。

## 4. 県内市町の状況

震災以前は、全国の人口増加率に比べやや高い伸び率となっていたが、震災以降、増加率が低下するとともに税収の伸びも全国が若干増加しているのに対し、減少傾向にある。

また、財政指標についても、全国的に悪化している中で、兵庫県内市町の数値はそれ以上に悪化しており、震災が兵庫県内の市町運営に大きく影響を及ぼしていることが分かる。

こうした、震災以降の県内市町の財政悪化の状況について、次項では、被災地域とその他の地域に分けて見ていくこととする。

# 第 3 章 被災自治体の財政状況

## 第 1 節 被災自治体の主な財政指標等の推移

### 1. 経常収支比率

経常収支比率の状況を見ると、全国的に悪化傾向にあるが、その中でも被災10市10町（現在は合併により12市）の平均は、震災前が84.3%であるのに対し、震災直後の平成7年度には100%を超え、その後も震災に係る公債費の増加に伴い悪化傾向が続き、概ね90%後半で推移をしており、財政の硬直化が深刻なものとなっている。

## 経常収支比率の推移

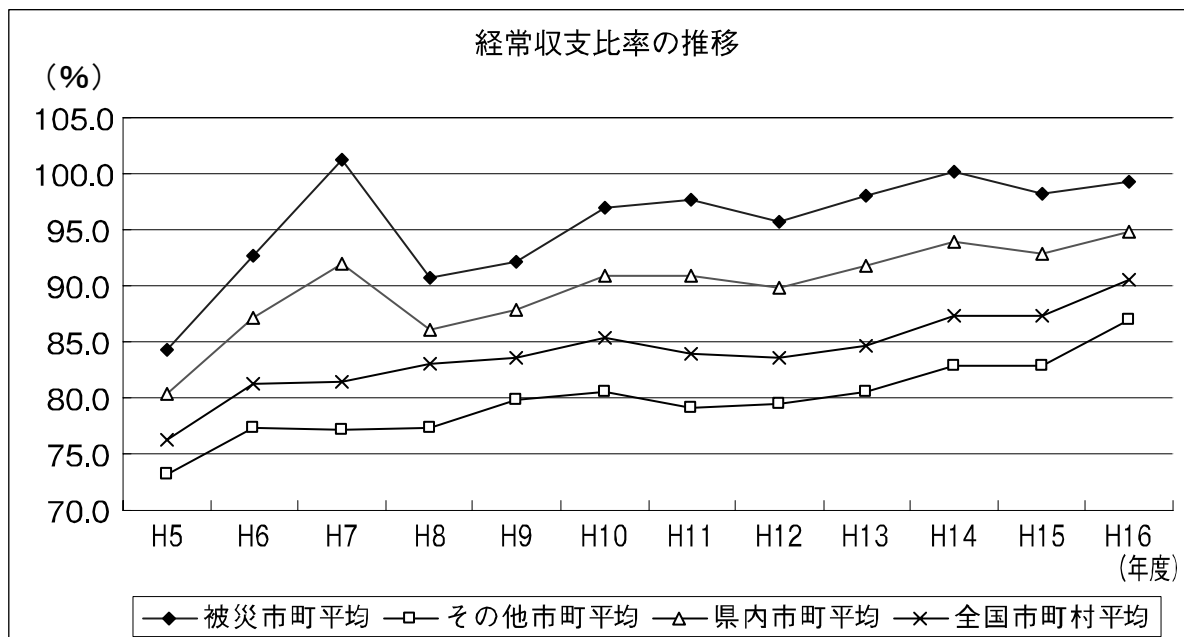
(単位：％)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
被災市町平均	84.3	92.6	101.2	90.8	92.2	96.9
その他市町平均	73.3	77.4	77.1	77.4	79.9	80.5
県内市町平均	80.4	87.1	91.9	86.0	87.8	90.9
全国市町村平均	76.2	81.2	81.5	83.0	83.5	85.3

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
被災市町平均	97.7	95.8	98.0	100.1	98.3	99.2
その他市町平均	79.1	79.5	80.5	82.8	82.8	86.9
県内市町平均	90.9	89.9	91.7	93.9	92.8	94.8
全国市町村平均	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5

(注) 経常収支比率 = (経常経費充当一般財源の額) / (計上一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債) × 100

〔※ 経常経費：人件費、扶助費、公債費等  
 経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等〕



## 2. 起債制限比率

起債制限比率の状況を見ると、被災地以外のその他市町が全国市町平均と同様に、ほぼ横ばいとなっているのに対し、被災市町においては、平成8年度から急激に数値が悪化し、震災に関連して発行した地方債の償還の本格化により、多額の一般財源が充当されたことによって、数値が大幅に上昇傾向している。



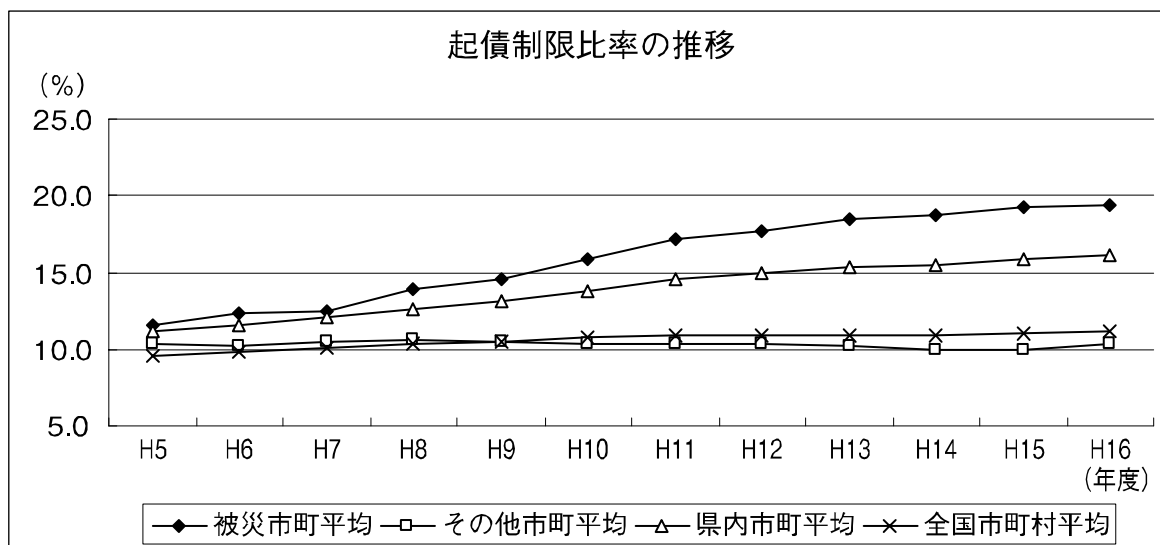
### 起債制限比率の推移

(単位：%)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
被災市町平均	11.6	12.3	12.4	13.9	14.6	15.9
その他市町平均	10.3	10.2	10.5	10.6	10.5	10.3
県内市町平均	11.2	11.6	12.0	12.6	13.1	13.8
全国市町村平均	9.6	9.8	10.1	10.4	10.5	10.7

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
被災市町平均	17.1	17.7	18.4	18.7	19.3	19.4
その他市町平均	10.3	10.3	10.2	10.0	10.0	10.4
県内市町平均	14.6	15.0	15.3	15.5	15.8	16.1
全国市町村平均	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2

- (注) 1 起債制限比率 = (地方債元利償還金充当一般財源(A) - 普通交付税算入された元利償還金(B)) / (標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額 - (B)) × 100  
 2 標準財政規模 = 地方税 + 地方譲与税等 + 普通交付税



### 3. 地方債現在高

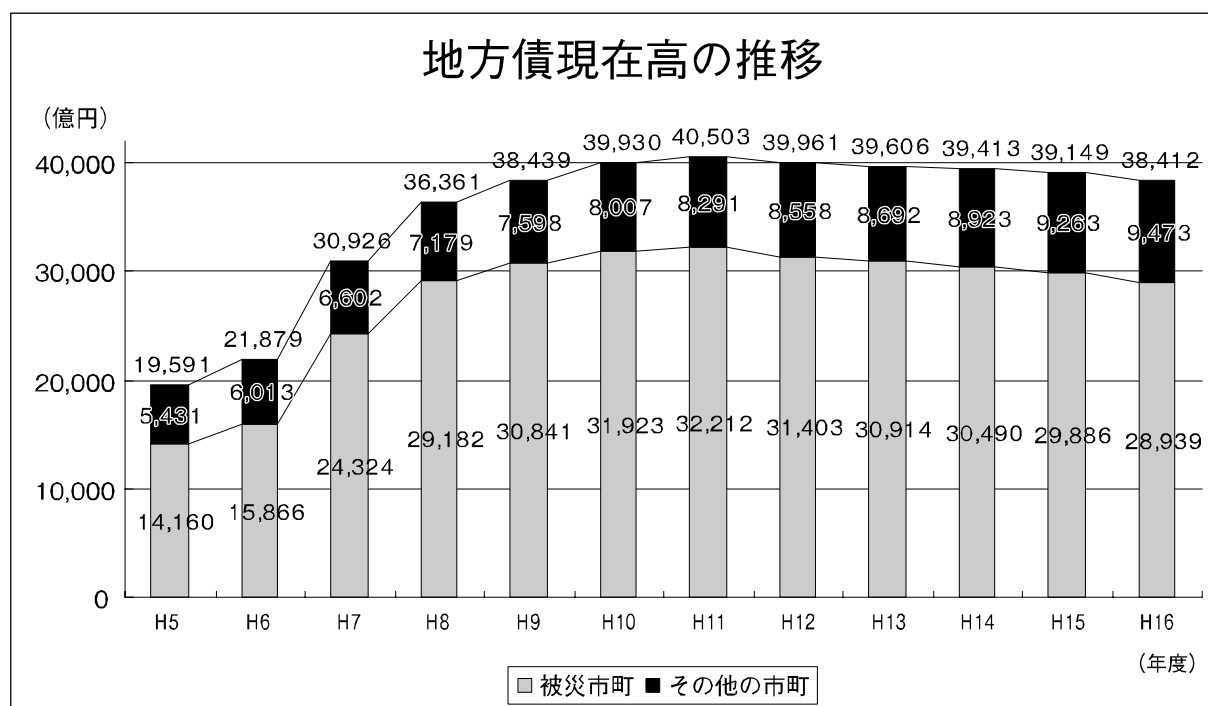
地方債現在高は、被災市町以外の市町では毎年緩やかに増加しているなか、被災市町においては震災直後の平成7年度から8年度に大幅に増加し、平成11年度末の3兆2,212億円をピークに、その後はやや減少傾向をたどっているものの、平成16年度末時点でも2兆8,939億円となっており、これは震災前の平成5年度末現在高の約2倍にのぼっている。

## 地方債現在高の推移

(単位：億円)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
被災市町	14,160	15,866	24,324	29,182	30,841	31,923
その他の市町	5,431	6,013	6,602	7,179	7,598	8,007
計	19,591	21,879	30,926	36,361	38,439	39,930

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
被災市町	32,212	31,403	30,914	30,490	29,886	28,939
その他の市町	8,291	8,558	8,692	8,923	9,263	9,473
計	40,503	39,961	39,606	39,413	39,149	38,412



## 4. 基金残高

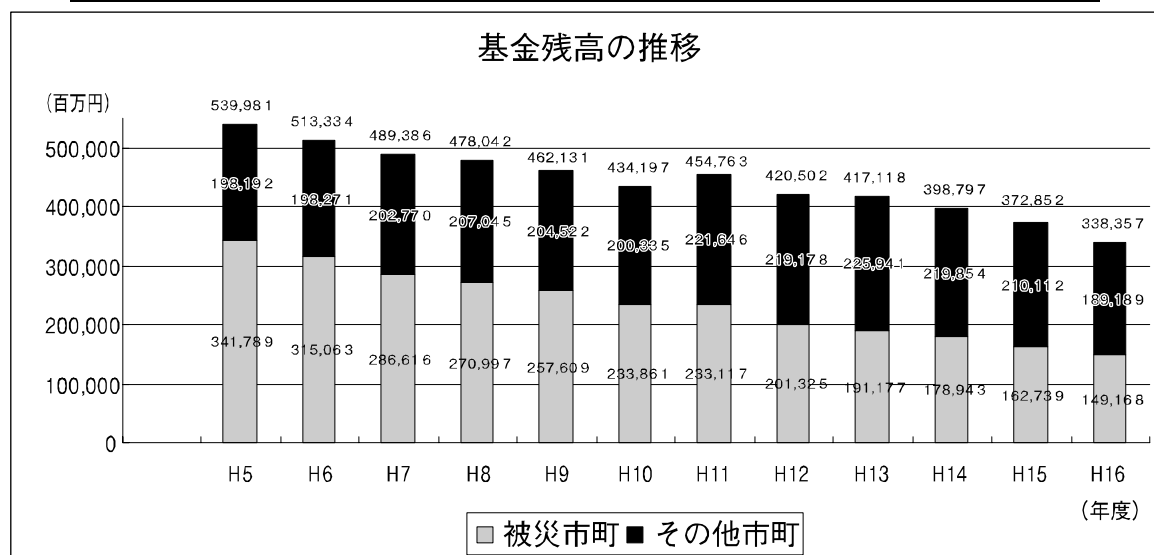
平成16年度末の基金残高は、3,384億円と震災前の平成5年度末（5,400億円）の約3分の2の水準となっている。この要因は、被災市町以外の市町における基金残高がほぼ横ばいとなっている中、被災市町において基金残高が半減していることによるものであり、震災以降の厳しい財政状況を表していると言える。

## 基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
財政調整基金	121,584	118,089	112,628	112,280	110,148	105,944
被災市町	58,044	51,235	42,515	38,773	36,207	34,798
その他市町	63,540	66,854	70,113	73,507	73,941	71,145
減債基金	116,835	96,548	83,395	86,386	92,793	91,941
被災市町	88,814	70,741	58,925	62,002	70,777	70,576
その他市町	28,021	25,807	24,470	24,385	22,016	21,365
その他特定目的基金	301,562	298,697	293,362	279,375	259,190	236,313
被災市町	194,931	193,087	185,175	170,222	150,625	128,487
その他市町	106,631	105,610	108,187	109,153	108,565	107,826
合計	539,981	513,334	489,386	478,042	462,131	434,197
被災市町	341,789	315,063	286,616	270,997	257,609	233,861
その他市町	198,192	198,271	202,770	207,045	204,522	200,335

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
財政調整基金	107,992	115,279	116,848	116,781	116,858	113,895
被災市町	33,087	33,903	32,061	33,668	33,705	30,740
その他市町	74,905	81,376	84,787	83,113	83,153	83,154
減債基金	91,382	96,533	96,841	92,372	82,401	73,235
被災市町	68,769	73,187	73,324	70,007	60,774	55,576
その他市町	22,612	23,345	23,517	22,364	21,626	17,659
その他特定目的基金	255,389	208,691	203,429	189,644	173,593	151,227
被災市町	131,261	94,234	85,791	75,267	68,260	62,852
その他市町	124,128	114,456	117,637	114,377	105,333	88,375
合計	454,763	420,502	417,118	398,797	372,852	338,357
被災市町	233,117	201,325	191,177	178,943	162,739	149,168
その他市町	221,646	219,178	225,941	219,854	210,112	189,189



このように、経常収支比率、起債制限比率、地方債残高及び基金残高のいずれをみても被災市町における数値の悪化が顕著となっており、震災の影響が色濃く出ていることが伺える。

これら被災 10 市 10 町の中で、特に大きな被害を受けた自治体は政令指定都市である神戸市であり、その被害の規模は他の自治体と比べても突出しているところであるが、このたびの研究では、一般的な行政規模の自治体で、なおかつ大きな被害を受けた自治体をサンプルとして、その自治体が財政悪化するに至った要因を探り、その対応を考えていくこととしたい。

#### 阪神・淡路大震災にかかる兵庫県内市町の被害状況（平成 18 年 12 月 27 日現在）

市町名	H6. 3. 31 人口 (人)	死 者 (人)	行方不明者 (人)	負 傷 者 (人)	全 壊 (棟)	半 壊 (棟)
神 戸 市	1, 479, 233	4, 564	2	14, 678	61, 800	51, 125
尼 崎 市	486, 938	49		7, 145	5, 688	36, 002
西 宮 市	411, 882	1, 126	1	6, 386	20, 667	14, 597
芦 屋 市	85, 196	443		3, 175	3, 915	3, 571
伊 丹 市	185, 706	22		2, 716	1, 395	7, 499
宝 塚 市	203, 940	117		2, 201	3, 559	9, 313
川 西 市	143, 604	4		551	554	2, 728
明 石 市	280, 938	11		1, 884	2, 941	6, 673
三 木 市	77, 440	1		19	24	94
洲 本 市	43, 552	4		44	17	663
津 名 町	17, 632	5		42	603	893
淡 路 町	7, 733	1		57	333	668
北 淡 町	11, 505	39		870	1056	1218
一 宮 町	10, 205	13		162	765	736
五 色 町	10, 658			17	186	269
東 浦 町	8, 583			46	319	461
緑 町	6, 006			14	18	49
西 淡 町	13, 697			5	136	178
三 原 町	16, 895			4	18	119
南 淡 町	21, 523			5	9	69
そ の 他	-	3		71	1	27
計	-	6, 402	3	40, 092	104, 004	136, 952

(注) 1 三木市、洲本市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町 については平成 18 年 12 月 27 日現在での被害数値を合併前の旧市町ごとに計上した。

2 人口は平成 6 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口を記載した。

## 第2節 財政状況が悪化する要因

前節を踏まえ、被災10市10町の中で一般的な規模の自治体として、人口規模が10万人程度で、震災の被害が大きく、且つ財政の悪化が懸念されている団体を基準とし、市については芦屋市をサンプルとして、普通交付税の不交付団体として全国でも有数の財源が豊かな市と言われてきた芦屋市が、震災後県内で最低水準の財政状況となるに至った要因を分析すると共に、町としては阪神・淡路大震災の震源地として最も被害の大きかった北淡町（平成17年度より合併により淡路市）における財政状況の悪化について、その特徴的な原因なども例に挙げながら検討していくこととしたい。

### 1. 芦屋市

芦屋市では、神戸市、西宮市に次ぐ443名もの犠牲者を出し、被害家屋では、全半壊が市内の半数を超え、一部損壊を含めば、9割以上が被災したこととなっている。また、被害額については公共施設におけるものだけで451億円にのぼっている。<sup>(2)</sup>

これらの被害に対して、芦屋市ではこれまでに、災害弔慰金や仮設住宅関係経費等の災害救助費で約120億円、被災家屋の解体撤去や公共施設改修などの災害復旧事業に約380億円を超える事業費を費やすとともに、公営住宅建設事業、土地区画整理事業、街路事業等の災害復興関係経費として約1,230億円の事業費を費やしている。また、その他震災関連諸経費も含めるとさらに多額の経費を負担している。

#### (1) 財政の状況

こうした状況の中、芦屋市の財政状況の推移を見ると、まず経常収支比率では、震災直前の平成5年度には70.0%と県内21市中2番目に低く、町を含めた91市町中でも17番目の低率で、弾力的な財政運営を保っていたところである。ところが、震災のあった平成6年度には83.2%、さらに、震災直後の平成7年度には106.9%で県内市町中最悪の比率となり、急激に財政の硬直化が進行している。

また、起債制限比率を見ても、平成5年度には5.9%と県内21市中最も低く、町を含めても91市町中2番目の低率となっていたところであるが、震災後、徐々に悪化しており、平成11年度には、公債費負担適正化計画の策定を要する基準となる14%を、13年度には、本来起債許可の制限が適用される20%をそれぞれ超えて、平成14年度にはピークの22.5%となっている（芦屋市の場合は、20%を超えているが、震災によるものとして起債が認められている。）。これは、震災により最も大きな被害を受けた神戸市に次ぐ高い比率となっている。

#### 芦屋市の財政指標

(単位：%)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
経常収支比率	70.0	83.2	106.9	93.9	89.5	91.4
起債制限比率	5.9	5.9	6.3	9.0	11.5	13.4

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
経常収支比率	97.6	102.3	100.1	107.5	102.2	98.3
起債制限比率	14.8	17.5	20.2	22.5	21.4	20.6

## (2) 財政状況が悪化した要因

このように芦屋市の財政状況は平成6～7年度を境に急激に悪化しており、それが震災の影響によるものであることは明らかであるが、ここでは、その具体的な悪化の原因について、分析していくこととする。

### ア 人口減少に伴う住民税の減

芦屋市の人口は、震災により多くの犠牲者が出たことや、住居の被災などによる住民の市外への転居が増えたことにより、震災前の平成6年3月31日時点での住民基本台帳上の人口が85千人であったものが、震災後の翌7年3月31日時点では81千人となり、平成8年には78千人台にまで落ち込み、平成14年によく震災前の人口まで回復したところである。

芦屋市は従来から税収に占める個人住民税の比重が高くなっており、人口の減少は市の歳入に直接大きな影響を与えることとなっている。実際に芦屋市の税収は、震災直後の平成7年度にはこうした人口の減少と震災減免等の影響もあって、対平成5年度比72.4%の大幅な減収となり、その後人口の増加とともに回復傾向にあったが、長引く景気低迷の影響等により震災前の水準には及ばない状況となっている。特に芦屋市では従来から高額所得者が多く税収に占める個人住民税の比重の大きさが特徴となっていたが、震災後は特にこの個人住民税の落ち込みが顕著となっており、景気低迷に震災の影響が重なったことが税収面での悪化を招いた要因と考えられる。

### 芦屋市の税収及び人口の推移

(単位：百万円・人)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
地 方 税	24,515	22,138	17,746	20,829	23,564	23,319
個人住民税	14,413	12,039	8,631	10,203	12,865	12,643
法人住民税	629	559	486	676	532	580
固定資産税	6,939	6,957	6,278	7,211	7,431	7,573
その他の税	2,534	2,583	2,351	2,739	2,736	2,523
人口(前年度3/31)	85,736	85,196	80,829	78,765	79,073	79,617

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
地 方 税	22,524	21,306	21,505	20,923	20,289	20,167
個人住民税	11,768	11,156	11,534	11,112	11,105	10,996
法人住民税	504	549	492	558	542	546
固定資産税	7,727	7,273	7,222	7,073	6,590	6,576
その他の税	2,525	2,328	2,257	2,180	2,052	2,049
人口(前年度3/31)	81,356	83,098	84,541	86,497	88,437	89,625

### イ 震災復旧事業による財政負担の増

芦屋市が実施した災害復旧事業については、これまで380億円余りが費やされたところであるが、これらの財源については国庫補助金等の財政支援措置とともに、震災特例法による補助率の拡充措置がなされ、被災自治体の負担が軽減されたところである。

しかしながら、これらの軽減措置がなされても、災害復旧事業費のうち50億円弱は一般財源となっており、また地方債発行による150億円についても、仮にその95%が交付税措置をされるとしても8億円弱が被災自治体の負担となると考えられる。

また、災害救助事業については120億円弱が費やされ、これらについても、災害援護資金貸付金を除けば7億円余りが被災自治体の負担となると考えられ、これらを合わせるだけで概ね65億円程度の負担となっている。

### 芦屋市における災害復旧・救助事業（H6～16）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち	
		地方債	一般財源
災害救助事業等 計（弔慰金を含む）	11,815	6,694	767
災害援護貸付金を除く	5,120		766
災害復旧事業 計	38,221	15,031	4,856
公共土木施設災害復旧事業	8,513	923	2,514
公営住宅施設災害復旧事業	365	51	118
公立学校施設災害復旧事業	2,385	295	538
社会教育施設災害復旧事業	3,184	2,165	530
その他公共・公用施設災害復旧事業	3,528	1,977	791
被災埋蔵文化財災害復旧事業	866		249
災害清掃費（ガレキ処理）	19,362	9,620	98
その他	18		18

### ウ 震災復興事業による財政負担の増

災害復旧・救助事業のほか、公営住宅建設事業、土地区画整理事業や住宅資金特別融資制度等、震災復興にかかる事業については平成16年度までに1,230億円もの事業費が費やされ、これらのうち融資事業等を除く事業は1,160億円余りで、その財源のうち一般財源だけでも約190億円程度の負担となっている。

さらに、その他の震災関係経費を加えると震災に関係して必要となる経費は莫大なものとなる事が分かる。

### 芦屋市における災害復興事業（H6～16）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち	
		地方債	一般財源
災害復興事業 計	123,568	57,887	19,495
土地区画整理事業	42,366	28,269	7,491
市営住宅等建設事業	40,486	14,584	7,265
街路事業	33,434	15,034	3,268
J R 芦屋駅南再開発事業	252		246
その他復興事業（融資等）	7,030		1,225
災害関係事業	48,615	3,292	37,113

### エ 地方債の増嵩

こうした災害に関連する事業の実施に伴い、芦屋市は830億円もの多額の地方債を発行し

ており、ピーク時の平成13年度末には震災前の平成5年度末と比べ、約5倍の地方債を抱える一方、公債費についてはこれまで市の主要な財源であった住民税収入の回復が遅れる中、償還が本格化する平成11年度以降、財政の硬直化が顕著になっている。

### 芦屋市の地方債

(単位：百万円)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
公 債 費	1,980	2,018	2,567	3,210	4,013	4,567
地 方 債 残 高	24,031	30,100	68,930	89,218	95,835	100,904

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
公 債 費	6,048	7,354	7,813	8,344	8,632	8,963
地 方 債 残 高	104,231	110,661	116,092	115,406	112,779	109,434

(注) 公債費は一般財源ベース

### オ 普通交付税の不交付

その他、財政悪化について、芦屋市における特徴的な理由として、普通交付税の不交付団体であることがあげられる。

災害に伴う財政需要がある場合はその被害の状況に応じて特別交付税で措置がなされ、また、ガレキ処理等に際して発行された災害対策債や歳入欠かん債についても、その元利償還金の一定割合について特別交付税で措置がなされたため、芦屋市においても交付税の配分がなされてきたところである。

しかし、公共施設等の災害復旧事業により発行された災害復旧事業債については、普通交付税で措置されるため、不交付団体である芦屋市には交付税の配分がなされず、これらの元利償還金については市の負担となっている。

芦屋市は平成8年度に交付団体となるまでは、その制度発足以来一貫して不交付団体を維持しており、芦屋市の行政サービスや財政構造もこうした財政力に応じたものとなっているため、急激に行政サービスを後退させることは困難であったと考えられる。こうした状況のなか、不交付団体が多額の災害復旧事業を実施するためには、既存の一般財源で実施している事業を切りつめて事業費を捻出しなければならず、他の交付団体が災害復旧事業費を交付税で上積みされるのに対して財政に及ぼす影響が大きくなる結果を招いている。

## 2. 北淡町

被災10町の中で最も被害の大きかった北淡町では、死者39名、全半壊家屋は2千棟を超え、特に町の中心である富島地区では8割を超す家屋が全半壊となっている。また、被害額については公共施設等にかかるものだけで201億円もの被害が生じたとされている。<sup>(3)</sup>

これらの被害に対し、北淡町では災害救助費で18億円、災害復旧事業費で112億円、さらに区画整理事業を中心とする災害復興事業に290億円の事業費を費やしているところである。



## (1) 財政状況

こうした状況の中で、北淡町の経常収支比率は、震災前の平成5年度には72.6%で、財政の弾力性では県内70町中38番目のほぼ中位であったものが、徐々に悪化し、平成10年には84.9%、平成14年には93.7%と県内の66町中2番目に悪い数値となっている。

また、起債制限比率では、震災前の平成5年度には10.5%であったものが、平成10年度には14.0%、平成14年度には18.1%と急激に悪化しており、これについても66町中2番目に悪い数値となっている。

### 北淡町の財政指標

(単位：%)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
経常収支比率	72.6	76.3	81.3	75.3	75.3	84.9
起債制限比率	10.5	10.3	10.6	11.4	12.2	14.0

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
経常収支比率	83.9	88.9	89.4	93.7	87.7	98.7
起債制限比率	15.5	17.1	16.9	18.1	17.9	18.1

## (2) 財政状況が悪化した要因

### ア 災害復旧・救助、及び災害復興事業による財政負担の増

北淡町についても、震災後に財政状況が悪化しているが、特に平成10年度以降の悪化が著しく、震災に伴う災害復旧事業債等の償還開始に伴うものであることがわかる。

北淡町では災害救助事業、災害復旧事業、及び災害復興関連事業で420億円にものぼる事業を実施しており、これら事業の中では災害復興関連事業が290億円と全体の7割を占め、そのなかでも土地区画整理事業にかかる事業費に208億円もの多額の経費が費やされている。これは、この震災による家屋の被害が、幅1メートル前後の狭小な生活道路網により形成されている町の中心市街地に集中しており、これが震災にかかる救助活動の大きな障害となったことから、これを機に土地区画整理事業を実施したことが大きな要因となっている。

これらの事業に要する財源については、国の手厚い財政支援制度があるものの、災害救助費については財政支援措置の対象とならない町負担の災害救助事業などもあり、町の一般財源により負担しなければならない経費が多額にのぼっているところである。こうしてみると災害救助事業で7千万円、災害復旧事業については6億円、また災害復興事業では57億円が一般財源負担となっており、これらを合わせると64億円弱を北淡町が負担しなければならないようになっており、これは標準財政規模が30億円余りの北淡町にとっては大きな負担となっていると考えられる。

北淡町における災害復旧・救助事業（H6～16）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち	
		地方債	一般財源
災害救助事業等 計（弔慰金を含む）	1,839	991	66
災害援護貸付金を除く	847		66
災害復旧事業 計	11,202	1,644	601
農地・農業用施設災害復旧費	6,214	29	531
漁業施設災害復旧事業	897	66	26
公共土木施設災害復旧事業	828	76	33
公営住宅施設災害復旧事業	84	10	1
公立学校施設災害復旧事業	354	65	6
社会教育施設災害復旧事業	92	35	
民生施設災害復旧事業	55	9	
消防施設災害復旧事業	39	24	1
庁舎施設災害復旧事業	25	24	1
災害清掃費（ガレキ処理）	2,614	1,306	2

北淡町における災害復興事業（H6～16）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち	
		地方債	一般財源
災害復興事業 計	28,906	8,860	5,723
土地区画整理事業	20,818	4,956	5,125
住宅市街地総合整備事業	3,289	1,373	224
漁業集落環境整備事業	1,089	500	136
災害公営住宅建設事業	1,787	660	127
震災記念公園整備事業	1,923	1,371	111

イ 税収の状況

北淡町の人口は、過疎化により減少傾向にあり、平成6年3月31日現在で11.5千人であるが、震災直後の平成7年3月31日時点では11.2千人と例年の減少幅より大きくはなっているものの、芦屋市などと比べて大幅な減少とはなっていない。

これに対して、税収額は震災が発生した直後の平成7年度をピークにその前後の含む3カ年は減収となっており、震災前の平成5年度の税収を基準に考えると、この3カ年で4億円余りの減収となっている。これは、単年度の税収が8億円余りの北淡町にとっては大きな金額であるが、北淡町は減収分については交付税で措置される部分が多いことから、比較的影響は少なく済んだのではないかと考えられる。また、その後は震災に伴う住宅建て替えの影響と見られる固定資産税の増加等により順調な回復が見られ、税収面での財政に及ぼす影響は比較的軽微であったと考えられる。

## 北淡町の税収及び人口の推移

(単位：百万円・人)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
地 方 税	838	761	590	745	891	909
個人住民税	384	297	162	222	354	356
法人住民税	45	34	51	59	48	37
固定資産税	339	360	305	389	409	436
その他の税	70	70	72	75	80	80
人口(前年度3/31)	11,637	11,505	11,248	11,098	10,974	10,883

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
地 方 税	885	860	843	820	797	770
個人住民税	316	312	285	250	248	217
法人住民税	37	29	26	24	26	21
固定資産税	454	443	458	473	450	457
その他の税	78	76	74	73	73	75
人口(前年度3/31)	10,786	10,736	10,670	10,603	10,504	10,373

### ウ 公債費の状況

震災にかかる諸事業については、補助金や交付税等の財政支援により、町負担が軽減されている一方、税収においても比較的早期の回復が見られるところであるが、財源手当として発行された地方債は多額に及んでおり、地方債残高は北淡町として記録のある平成16年度の時点においてもさらに増加傾向が続いており、平成16年度末の残高は、震災前の平成5年度と比べ4.6倍にもものぼっている。

また、公債費についても償還が本格化する平成10年度から大幅に増加しており、震災に伴って発行した地方債が財政を硬直化させていることが分かる。

## 北淡町の地方債

(単位：百万円)

区 分	H5	H6	H7	H8	H9	H10
公 債 費	550	558	639	669	765	967
地 方 債 残 高	4,284	5,336	7,409	8,750	10,866	11,993

区 分	H11	H12	H13	H14	H15	H16
公 債 費	875	989	996	1,165	1,307	1,406
地 方 債 残 高	12,968	13,257	14,452	16,598	18,918	19,725

(注) 公債費は一般財源ベース

### 3. まとめ

芦屋市及び北淡町の財政状況を見ると、折からの景気の低迷による影響はあるものの、その悪化の原因が震災に起因していることはこれまでの分析で明らかである。その内容を挙げると次の様になると考えられる。

- ① 災害救助・復旧事業についての一般財源負担についてはある程度手厚い措置がなされているが、災害復興・関連事業については被災市町による一般財源負担の部分が大きく、財政を圧迫している。
- ② 都市部においては住民の避難などによる人口の減少や震災減免による大幅な税収減が見られ、住民税の依存度が高い都市部において、財政への影響が顕著となっている。
- ③ 震災からの速やかな復旧・復興の推進を図る必要があるため、短期間で多くの事業を集中的に実施しなければならなかったこと伴う地方債の大幅な増加と、償還時期が重なることにより、公債費の負担が急増するため、財政の硬直化が避けられない。

こうした状況は被災市町に共通したことであり、被災市町の震災関連地方債等の発行をみると、被災市町の平成 6～16 年度の発行額（普通会計ベース）は 3 兆 2,615 億円にのぼり、これは震災前過去 10 年（S59～H5 年度）の 1 年あたり平均発行額の 27 年分となっている。

また、平成 18 年度からこれまでの起債制限比率に公営企業債の元利償還金など、地方債の元利償還金に準ずるものの要素を加えて、地方債発行の新たな基準として定められた財政指標である実質公債費比率の状況を見ると（平成 15～17 年度平均）、芦屋市は 26.1% となり、以下、神戸市 24.0%、淡路市（北淡町を含む 5 町が合併して設置）23.0%、西宮市 21.8% と被災自治体の財政状況が依然として厳しい状況にあることが分かる。

## 第4章 阪神・淡路大震災における財政支援制度

阪神・淡路大震災により被災した自治体は、復旧・復興事業の実施による大幅な歳出の増加や地方税の減免等による歳入の減少により、厳しい財政運営を強いられることになったが、その復旧・復興事業を推進し、自治体運営を行っていくため、新たな財政支援制度の創設や制度の拡充など多くの財政支援制度が検討された。ここではその支援制度について見ていきたい。

### 第1節 災害救助・応急対策、歳入欠かん対策の財政支援制度

震災発生後、災害救助・応急対策として自治体が行いなければならない業務は、被災者の救出、消火活動、避難所の設置、飲料水の供給や炊き出しなど、様々なものがある。

阪神・淡路大震災は、これまでの大規模災害と異なり、都市直下型地震であったため、建物の倒壊等により発生した大量のガレキ処理をどのように行っていくのかが大きな問題であった。

また、地方税をはじめとした減免措置の実施や、災害弔慰金の支給などの対策が講じられた。

通常、災害対策基本法、災害救助法、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」等に基づきそれぞれの財政支援が講じられているが、阪神・淡路大震災による被害が極めて甚大であったため、これらの事業を実施するに際して多額の地方負担が必要となることから、被災自治体の財政運営に支障が生じることがないように、大幅な支援制度が拡充された。

#### ① 災害救助事業 [ 災害対策債（兵庫県に対する措置） ]

災害救助に要する費用は、救助の行われた地の都道府県が支弁することになっているが、災害救助事業に対する国庫負担金を除く地方負担額の全額について災害対策債の対象とし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置することとした。

#### ② 災害廃棄物（ガレキ）処理 [ 災害対策債 ]

建物の倒壊等により発生した大量の災害廃棄物（ガレキ）処理については、通常、対象事業費の1/2が国庫補助となり、その残額（地方負担額）の80%が特別交付税（当年度）の措置、特別交付税措置残分に対しては災害対策債（元利償還金の57%を特別交付税措置）の発行が可能となっているが、阪神・淡路大震災の場合は、国庫補助（対象事業費の1/2）の残額分全体を起債対象事業費とし、その元利償還金の95%が特別交付税措置することになった。

#### ③ 地方税等の減免による減収の補てん対策 [ 歳入欠かん債 ]

通常、地方税等の減免による減収の補てん対策については、減収額の全額に歳入欠かん債の発行が認められると共に、その元利償還金の57%が特別交付税で措置されることになっていた。

阪神・淡路大震災においては、歳入欠かん債の対象となる年度を災害発生年度である平成6年度のみではなく、平成7年度分においても発行できるよう、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に災害対策基本法第102条の特例規定を設け、対象となる税目も普通税だけでなく、都市計画税や事業所税を歳入欠かん債の対象税目として加えた。

災害救助・応急対策・歳入欠かん対策の財政支援制度（地方財政 95.5月号より）				
1 阪神・淡路大震災に係る歳入欠かん等債の諸条件の変更について				
現 行			阪神・淡路大震災	
① 災害救助事業 [災害対策債(兵庫県に対する措置)]				
国庫負担1/2～ 事業費/標準税収入に 応じて措置	※	特別交付税措置 (当年度) 災害救助費×0.4 (地方負担額限度)	兵庫県の場合、国庫負担率は80/100以上	地方負担の100% 災害対策債 元利償還金の95% を特交措置
※ 地方負担(特別交付税措置残分)について、災害対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行が可能。				
② 災害廃棄物(ガレキ)処理の場合 [災害対策債]				
1/2 国庫補助分	※	特別交付税措置 (当年度) 地方負担額×0.8	1/2 国庫補助分	地方負担の100%災害対策債 元利償還金の95%を特交措置
※ 地方負担(特別交付税措置残分)について、災害対策債(元利償還金の57%を特交措置)の発行が可能。				
③ 地方税等の減免による減収の補てん対策 [歳入欠かん債]				
激甚災害で一定規模以上の場合、歳入欠かん等債の発行が可能であり、元利償還金の57%を特交措置。他に当年度の特別交付税で被災者数(県分)、全壊半壊戸数(市町村分)に応じて一部措置。			全額歳入欠かん債 〔元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置 ～減収補てん債並(平成15年度より)から普交措置に移行〕	
2 阪神・淡路大震災に係る歳入欠かん等債の概要				
項 目	特別財政援助法第80条に基づく歳入欠かん等債		(参考) 災害対策基本法第102条に基づく歳入欠かん等債	
発行災害	阪神・淡路大震災		激甚災害	
発行団体	災害救助事業が行われた市町村及びそれを包括する府県 (1府1県15市10町)		①一定の災害復旧事業のある都道府県・市町村 ②一定の災害救助事業が行われた市町村	
地方債の対象	①地方税、使用料、手数料等の減免分 [歳入欠かん債] (事業所税、都市計画税を対象に追加。) ②災害予防、災害応急対策、災害復旧に要する経費 [災害対策債]		①地方税、使用料、手数料等の減免分 [歳入欠かん債] (地方税は、普通税のみ対象) ②災害予防、災害応急対策、災害復旧に要する経費 [災害対策債]	
発行年度	平成6年度及び平成7年度		災害の発生した年度	
発行条件	政府資金10年(うち2年据置)		政府資金4年(うち1年据置)	
財源措置	[歳入欠かん債]元利償還金について、県分80%、市町村分75%を特交措置 (平成15年度より普交措置に移行) [災害対策債] 元利償還金の95%を特交措置 (平成15年度より普交措置に移行)		元利償還金の75%を特交措置	

地方税等の減免等に係る減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行を許可することとし、その元利償還金の特別交付税措置の割合を、府県 80%、市町村 75% に引き上げた。

## 第 2 節 災害復旧事業における財政支援制度

災害復旧事業とは、被災した公共施設の原形及び機能を元の状態に復旧する事業であり、道路・港湾・河川・海岸等の公共土木施設、農林水産業施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設、公園・街路・排水路等の都市施設及び上水道、廃棄物処理施設等の環境衛生施設などについて、各々災害復旧制度がある。

災害復旧事業の国庫補助負担率については、それぞれの法律によって定められているが、一般の新設・改良事業に比べて高率の補助となっているものが多い。前述した施設については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）により、さらにその国庫補助負担率の嵩上げ措置等が講じられている施設もあるが、阪神・淡路大震災においては、新たに「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（以下、「特別財政援助法」という。）を定め、これまで激甚災害法の対象となっていない公園、街路、排水路、改良住宅、上水道、工業用水道、廃棄物処理施設などの都市施設、環境衛生施設等のライフライン、公立の福祉ホーム、デイサ

### 阪神・淡路大震災の復旧事業に係る国庫補助率の拡充等について（地方財政 95.5月号より）

項目	通常災害 (現行)	激甚災害	阪神・淡路大震災
○道路、港湾、河川、 公営住宅、公立学校、 下水道等	6/10～8/10程度	7/10～9/10程度	公園、街路、排水路、 改良住宅、上水道、 工業用水道、廃棄物 } 8/10
○公立の身障者更正 援護施設、精薄者 更正・授産施設 ○公立の保護施設、 児童福祉施設、 老人ホーム、 婦人保護施設	1/2	$1/2 + \frac{\alpha}{\text{（プール）}}$	福祉ホーム、 デイ・サービス、 身障、障害等の 公立授産施設 } 2/3
○社福法人等の保護 施設、児童福祉施設、 老人ホーム、 婦人保護施設	(対地公団体) 1/2  (対社福法人) 国 1/2 県 1/4 設置者 1/4	(対地公団体) $1/2 + \frac{\alpha}{\text{（プール）}}$  (対社福法人等) $\left[ \begin{array}{l} \alpha = 1/6 \\ \text{のケース} \end{array} \right]$ 1/12 県 1/6 設置者 1/6	社福法人等が経営している 更正援護施設 精薄 老人福祉 社会事業授産施設 } 2/3
○公立社会教育施設 公民館、図書館、 体育館等	1/2	2/3	警察、消防、公立病院、 火葬場、中央卸売市場、 職業能力開発校 } 2/3
○事業協同組合等倉庫、 生産施設、加工施設 その他共同施設 ○私立学校	—  —	1/2  1/2	商店街振興組合等、 専修学校 <sup>*</sup> 、外国人学校 <sup>*</sup> 、 私立認定職業訓練校、 日赤等医療施設の一部、 地方卸売市場、 協同組合の卸売市場 } 1/2

(注) 阪神・淡路大震災の欄の補助率の特例は原則として特別財政援助法に基づくものである。  
但し※印を付けた施設は予算補助である。

ービス、授産施設や社会福祉法人立の更正援護施設、老人福祉施設、警察・消防施設、公立病院、火葬場、中央卸売市場、職業能力開発校、商店街振興組合等の施設などが国庫補助率の嵩上げ等の対象となった。これに合わせて、特別財政援助法の対象とされていない事業のうち、専修学校、外国人学校についての予算措置がなされ、従来に比べて国庫補助率が大幅に拡充された。

また、公団・第三セクター・民間等が実施する高速道路、港湾、鉄道についても国庫補助金の大幅な拡充や補助用件の緩和等が図られた。補助率の拡充等を行うにいたった理由としては、これらの施設の公共性が極めて高く、しかも大震災による被害が極めて甚大で復旧に要する財政負担も巨額に達すると見込まれたことなどがあげられる。

**高速道路、鉄道、港湾に係る国庫補助金の拡充等** (地方財政 95.5月号より)

1 阪神高速道路	
約3,200億円のうち500億円は公団負担(道路機能の向上、環境対策の部分)	
約2,700億円 …… 補助率 8/10(兵庫、神戸)	
	2/ 3(大阪府、市)
2 鉄 道	
民間鉄道、公営地下鉄、三セク	
約1,000億円 …… 1/2公費(国1/4、地方1/4、なお、国庫補助条件の緩和)、開銀特利1/4(4.35%)	
	なお、阪急電車、JRなどの国庫補助を出さない鉄道については、事業費の1/2について開銀(3.85%)融資のみ
3 港湾機能	
○神戸港埠頭公社	
岸壁約970億円 …… 補助率 8/10	
機能施設約230億円 …… 無利子貸付	{ 国 20% …… 補助率10%に相当
	{ 地方 20%
○神戸市	
岸壁約1,000億円 …… 補助率 8/10	
機能施設 …… クレーン(65億円)について、補助率1/2	
(公営企業) (兵庫県分、大阪府分などは事業量も小さいので、補助なし。)	

国の補助負担措置が大幅に拡充等図られたものの、それでもなお、被災団体の財政負担が多額に達すると見込まれたことから、被災団体の財政運営に支障が生じることがないように、次のとおりの財政措置が講じられた。

① 激甚災害法及び特別財政援助法の適用対象となった事業

次の施設に係る事業について、補助災害復旧事業債(元利償還金の95%について普通交付税措置)の対象とした。

- ・ 公共土木施設(河川、道路、港湾等)
- ・ 農林水産業施設(かんがい排水、農林道等)
- ・ 公立学校施設
- ・ 都市施設(街路、公園等)
- ・ 社会福祉施設(県の市町村・社会福祉法人に対する補助を含む。)
- ・ 社会教育施設
- ・ 財政援助特例法対象事業(庁舎等の公用施設を除く。)

② 阪神高速道、埠頭公社、民鉄に係る地方団体からの補助金



新たに単独災害復旧事業債の対象とした。

③ 公営企業に係る災害復旧事業

一般会計から繰出基準を整備する（阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、国庫補助金等を除いた所要額の2分の1を原則として一般会計から繰出す。）こととし、それに基づく繰出金について、単独災害復旧事業債の対象とする。

④ 単独災害復旧事業債の元利償還金に対する普通交付税措置率の引き上げ

阪神・淡路大震災に係るもの以外のものを含め、その元利償還金に対する普通交付税措置率が、次のとおり大幅に引き上げられた。

- ・ 現 行 28.5%～57.0% [= (0.3～0.6) × 0.95]
- ・ 改正後 47.5%～85.5% [= (0.5～0.9) × 0.95]

阪神・淡路大震災に係る主要な災害復旧事業に対する財源措置 (地方財政 95.12月号より)

I 公共施設（国庫補助事業）			
1 道路、港湾、河川等	国庫補助 激甚災害 7/10～9/10程度 (通常災害 6/10～8/10程度)	普通交付税措置 95%	
2 公園、街路、廃棄物等	国庫補助 8/10	普通交付税措置 95%	
3 公立身障者更生援護施設、精薄者更生授産施設、公立保護施設、児童福祉施設、老人ホーム、婦人保護施設	国庫補助 1/2 + α (プール)	普通交付税措置 95%	
4 福祉ホーム、デイサービス、身障、障害等の公立授産施設	国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%	
5 公立社会教育施設、警察・消防等	国庫補助 2/3	普通交付税措置 95%	
II 公共施設に準じるもの（国庫補助事業、公団、第三セクター、民鉄等）			
1 阪神高速道	国庫補助 8/10 (兵庫、神戸) 2/3 (大阪府、市)	普通交付税措置 47.5～85.5%	
2 港湾機能（公共岸壁）	国庫補助 8/10	普通交付税措置 47.5～85.5%	
3 民間鉄道	事業者 1/2	国庫補助 1/4	普通交付税措置 47.5～85.5%
III 公共公用施設（単独事業） 庁舎等を含む。			
	普通交付税措置 47.5～85.5%		
(注) いずれも災害復旧事業の財源に充てられた地方債の償還後の姿である。			

### 第3節 災害復興事業における財政支援制度

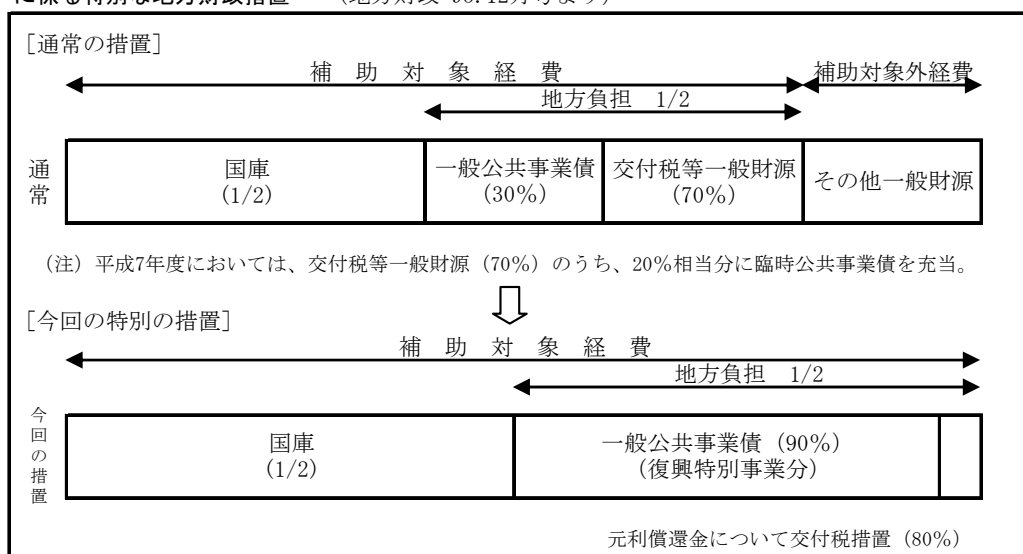
復旧事業は、壊れた施設等を元の状態に戻す事業であるため、地方団体の財政負担が増加しないようそれぞれの法律で措置されており、基本的には復旧事業の実施により地方団体の財政状況が悪化することはないように制度化されている。

しかし、復興事業については、災害がなければ必要がなかった事業ではあるが、阪神・淡路大震災の被災自治体のみが抱えている事業ではなく、事業内容からすると日本の他の地域で実施されるものと全く同様であるとの見解から、特別扱いすることは困難との「判断」で補助金の嵩上げ等の措置はとられなかった。

#### ① 被災市街地復興特別措置法による支援

復興事業のうち、土地区画整理事業及び市街地再開発事業（街路部分）については、被災団体が、被災市街地復興特別措置法上の「被災市街地復興推進地域」において実施する場合において、補助対象部分の拡大、補助裏に対する起債の充当及び高率の交付税措置といった財政措置が講じられた。

被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業及び市街地再開発事業（街路部分）に係る特別な地方財政措置（地方財政 95.12月号より）



#### ② 地方債の償還期間の延長による支援

前述してきたように、様々な支援措置が講じられたものの、被災自治体においては、震災関連事業を一時期に実施する必要があるため、多額の一般財源負担が集中し、健全な財政運営が確保できないおそれがあることから、平成12年12月、被災団体（兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、北淡町）が国及び与党災害対策プロジェクトチームに対して震災関連事業に係る地方債の償還期間の延長等の要望を行った結果、激甚災害の指定を受けた8市7町（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、津名郡6町（現淡路市全域及び現洲本市の旧五色町域）、三原郡緑町（現南あわじ市の

旧緑町域))を対象として次のような方針が決定された。

- ・平成12年度以降の震災関連新発債の償還期間を30年に延長する。
- ・平成12年度債以降の新発債の充当率を100%に引き上げる。
- ・公債費負担適正化計画の策定等を前提に起債制限措置を行わないこととする。
- ・既発債の償還延長の償還期間の延長は、今後速やかに議員立法等も含めて取り組む。

償還期間が政府資金としては最長の30年(据置期間5年)に設定されたことにより、各年度の公債費負担を平準化することができたほか、地方負担額において100%起債を充当することにより、一般財源を持ち出すことなく事業を実施することができるように措置された。被災市町が復興事業を推進するにあたって、今回の決定がもたらした影響は大きなものであった。

平成12年度～16年度において、償還期間の延長を実施した団体は、5団体556億円、地方債の充当率を100%に引き上げる措置を実施した団体は、8団体152億円(うち16億円は適債性のある事業に対する資金手当の地方債を措置した額)であった。

#### 1 償還期間を30年に延長する措置を適用した額

(単位:百万円)

市町名	H12	H13	H14	H15	H16	合計
尼崎市	2,602.1	5,209.6	5,641.6	11,157.0	1,590.3	26,200.6
西宮市	928.1	2,016.1	1,833.6	534.1	608.4	5,920.3
芦屋市	3,140.3	3,747.2	2,236.8	1,190.1	399.9	10,714.3
宝塚市	1,585.1	2,086.7	2,529.9	1,214.7		7,416.4
北淡町	761.5	1,325.7	1,745.1	1,079.5	467.5	5,379.3
合計	9,017.1	14,385.3	13,987.0	15,175.4	3,066.1	55,630.9

#### 2-1 充当率を100%に引き上げる措置を適用した額

(単位:百万円)

市町名	H12	H13	H14	H15	H16	合計
尼崎市	455.4	606.4	2,393.6	3,496.4	718.2	7,670.0
明石市		824.4	10.0	666.3	563.9	2,064.6
西宮市			326.2	275.8	440.4	1,042.4
芦屋市	270.0	1,098.8	157.6			1,526.4
伊丹市				19.8	191.9	211.7
宝塚市		346.7	284.5	116.1	87.2	834.5
川西市			30.4	173.1	59.6	263.1
淡路町				0.4		0.4
合計	725.4	2,876.3	3,202.3	4,747.9	2,061.2	13,613.1

#### 2-2 適債性のある事業に対して資金手当の地方債(充当率100%)を措置した額

(単位:百万円)

市町名	H12	H13	H14	H15	H16	合計
尼崎市			13.8		196.5	210.3
明石市					63.7	63.7
西宮市					14.5	14.5
芦屋市		277.7	140.0	66.4	122.2	606.3
宝塚市				329.3	396.6	725.9
川西市				48.1		48.1
合計		277.7	153.8	443.8	793.5	1,668.8

しかし、芦屋市において平成 16 年度までに復興関連事業で 579 億円の地方債を発行しているが、その 7 割の地方債については償還期間の延長措置が講じられる前に発行されたいわゆる既発債であり、毎年度の多額の公債費の負担が財政を圧迫している要因の一つであることが考えられるため、続けて、既に発行した地方債についても同様の措置が講じられるよう続けて要望を行っているところである。

#### 第 4 節 その他の財政支援措置

災害復旧、災害復旧等に要する経費が多額となり、当面の資金需要にも相当のものがあることが想定されたため、特別交付税及び普通交付税の繰上交付が行われた。

平成 7 年 2 月 6 日に行われた特別交付税の繰り上げ交付は、特別交付税としては初めて実施された。対象団体は、阪神・淡路大震災において災害救助法の適応を受けた兵庫県及び県内 10 市 10 町と大阪府及び大阪府内の 5 市、そして三陸はるか沖地震で災害救助法の適応を受けた八戸市であった。

また、平成 7 年 4 月 10 日には、普通交付税道府県分の 4 月分交付と合わせて、6 月分の普通交付税が兵庫県及び兵庫県内の 17 市町に対して繰り上げ交付されたが、前年度の災害に対する繰り上げ交付としては初めての措置がとられた。

#### 第 5 節 現行の財政支援制度の検証

これまで見てきたように、災害の被災自治体に対する支援については様々な制度が定められており、このたび未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、さらに制度の拡充や特例措置が講じられているところである。

こうした手厚い財政支援制度により、災害救助費については、被災自治体の負担は比較的軽微なものとなっているが、災害復旧事業や復興事業では被害の大きさもあり、多額の一般財源での負担を余儀なくされている。

また、こうした災害関連事業の実施は、現行の財政制度では多額の地方債の発行を伴うものとなっており、その元利償還金については交付税による措置がなされているもの、後年度における財政の硬直化の要因となっている。さらに平成 18 年度より地方債の発行が許可制から協議制へ移行され、地方債が原則自由化されることから、各自治体はそれぞれの財務状況により、財政が健全な自治体と財政が悪化している自治体で地方債発行にかかる金利に差が付くことが見込まれ、災害復旧事業実施に伴う財政の圧迫が、今後の事業を推進していくうえで地方債の金利の上積みという形で、さらに財政を圧迫していくことも考えられる。

## 第5章 大規模災害時における新たな支援制度

### 第1節 財源手当の見直し

現在の災害復旧・復興事業等にかかる財政支援措置については、実施責任者負担の原則により自治体負担を前提とした上で、国庫補助金、起債、交付税の三点セットを駆使して対応する仕組みとなっている。<sup>(4)</sup>

前章でも述べたように、阪神・淡路大震災における財政支援では、国庫補助金の補助率が引き上げられる一方、地方負担分に対する地方債の対象部分が拡大されるとともに、地方債の元利償還金に対する交付税についても措置率の拡充がなされたところである。こうした財政支援フレームの結果、地方債の借入額が多額にのぼり、交付税措置はあるものの財政指標の悪化を招くこととなっている。

こうした起債による財政の硬直化をできるだけ減らすために、地方債に基準を置かない補助金等による財政支援の比率を高めることが必要であると考えられる。

また、こうした財政支援システムのあり方については、被災自治体の復興公共事業への偏重をもたらし、財政難の拡大につながることが指摘されている。<sup>(4)</sup>

### 第2節 大規模災害に備えた交付税の財源確保

しかしながら、三位一体の改革に象徴されるように、国における財政状況についても非常に厳しいものがあり、これまで、国は補助金を交付税措置に置き換えてきた経緯もあることから、交付税を補助金化することは困難であると思われる。

また、交付税は国税5税の一定割合の合算額を基本として、その94%を普通交付税、6%を特別交付税として地方自治体に配分しているところであるが、阪神・淡路大震災では災害復旧・復興事業について、一時に多額の経費を要することとなり、阪神・淡路大震災の発生した平成6年度には特例措置として300億円の特別交付税の増額補正がなされたところである。

この特例措置による300億円の増額については、未曾有の大震災に係る地方団体の財政負担に対する財政措置としての性格を有するものであり、また現下の地方財政の状況等を踏まえ、その運営に支障が生じないよう、別に法律で定めるところにより、平成8年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額から暫時減額する措置を講じることとされている。<sup>(5)</sup>

災害発生の際には、災害に伴う多額の需要に迅速に対処する必要があることや、災害関連事業への交付税額の増大に伴い、その他の通常事業にかかる交付税額に影響を及ぼすなどの問題が懸念されるところである。

このたびのような大規模災害への対応については全国規模での恒久的な災害復興基金の創設<sup>(4)</sup>や特別交付税を改革し、一定の金額を災害財源ファンドとして利用すること<sup>(6)</sup>などの提言がなされているところであり、地域ごとの多様性と実情を踏まえた自治体による災害対策の実施に当たっては、自治体が国の補助金等に依存することなく自主的に災害

対策を実施できるような制度の確立が必要である。そこで、地方固有の財源である地方交付税から、大規模災害に備えた一定額の積み立てを行い、災害時にはその積立金の取り崩しを行うことにより、他の自治体や災害関連事業以外への交付税措置額の影響を生じさせないための対策が必要であると考えられる。

### 第3節 災害復旧事業の基準の見直し

災害復旧事業については、早急に二次災害を防止することや、ライフラインの確保など、被災者の安全と生活基盤を維持する必要があることから、災害復旧事業の対象となる事業費については手厚い財源措置がなされているところである。しかしながら、次に同程度もしくはそれ以上の災害が発生した場合に対応するための施設の改良については、災害復旧事業と併せて実施する改良復旧制度があるものの、通常、原形復旧相当分についての補助率は3分の2以上となっているのに対して改良部分については概ね2分の1となっており、被害自治体にとっては更なる財政負担を強いられることとなっている。

堤防や橋梁など、災害によって破損したものを、原形復旧しても、また同様の被害を受けることが予想され、その施設の破損がさらに災害の被害を拡大する恐れもある。被災自治体が災害により厳しい財政運営を余儀なくされている中、改良復旧分についても原型復旧と同程度の手厚い財政支援措置が受けられるようにすることも必要であると考えられる。

### 第4節 制度上の問題

災害復旧事業は災害発生年度を含め3カ年度で実施することとなっている。しかしながら、大規模な災害が発生した場合は、災害救助や応急対応等に労力が割かれ、十分な計画ができないまま復旧事業を進めなければならないことが生じてくる。

災害により、集落の規模や人口に大きな変化が生じた地域における施設や既に利用価値が低下している施設など、従来と同様の規模の施設に復旧することが不経済と考えられる場合がある。しかし、限られた期間内に、混乱している被災地域の住民に理解を得て従来からある施設を廃止や移転、また規模の縮小を決定することなどについては調整に多大な時間を要することが予想される。

この結果、不要な施設を整備し、または過大な投資をせざるを得ないこととなってしまう恐れがある。このため、災害復旧についても、復旧する施設によっては、事業着手までに十分な計画策定期間を認めることや、災害復旧に必要な財源を保障し、その用途については各自治体の判断に任せるような制度への転換が必要であると考えられる。

## 第6章 安定した財政運営に向けて

阪神・淡路大震災は県民の生命や財産に未曾有の被害をもたらし、県内の経済や産業にも大きな影響を与えることとなった。また、それは被災地の自治体にとっても大きな被害をもたらすと共に、災害救助、復旧、復興に多額の負担を強いることとなった。

大きな被害を受けた自治体にあっては、震災後12年を経た現在も財政状況の悪化から脱却できない状況となっている。

これまで、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた芦屋市と北淡町の財政状況を例に、震災が及ぼした財政への影響や現行の財政支援制度について見てきたが、今後、このような大規模災害が発生した場合、被災自治体が同じような財政危機に陥ることがないように、財政支援制度を構築していく必要がある。

そこで、大規模災害が発生した場合でも被災自治体の財政への影響をできるだけ抑制し、さらに効果的な災害復旧・復興を進めていくための課題と方策について考えていきたい。

### 第1節 財政支援措置の課題

阪神・淡路大震災では災害救助事業や災害復旧事業に莫大な経費が必要となり、こうした経費については国の手厚い支援措置があったものの、被災地で直接住民と密接にかかわる市町においてはこうした災害関連事業を実施していくうえで国の支援措置の基準を超える諸事業を展開していかざるを得ない状況となったことや国の基準では事業費を充分にはカバーできない部分があることなどにより、被災市町における財政負担が多額に及んでいる。また、災害復興事業についても、それぞれ地域の事情によりさまざまな事業を実施しているところであり、こうした事業の実施がさらに被災市町の財政を圧迫していることは明らかである。

しかしながら、財政支援措置については国において決定され、地方交付税の配分についても算定について地方団体の意見提出制度があるとは言いつつも、国において行われているところである。特に地方交付税については本来地方固有の財源とされているところであり、その配分についての主導権が国に委ねられているということは地方自治の観点からも大いに検討がなされるべきところである。実際、三位一体の改革では、一方的な交付税の縮減がなされるなど、多くの自治体が厳しい財政状況に陥っているところである。

こうしたことをなくしていくためにも、交付税の配分について、地方の自主性を重んじる制度の確立を目指すことが重要な課題である。

そのためには、地方自治体が交付税の配分などに主体的に参画することによって、こうした財源の活用について地方の考え方を反映させることが可能となり、各地域が共通してかかえる大規模災害への財政支援措置についての新たな制度創設が可能になるのではないかと考えられる。

そこで、今後の大規模災害の発生に備えた新たな財政支援制度について考えていきたい。

## 第2節 交付税特会における災害対応基金の創設

前章でも述べたところであるが、まず、大災害が発生したときに、すぐに対応するための財源の確保策として、交付税の財源の一部を積み立て、災害に対応するための基金とすることである。

災害はどこでも起こる可能性があり、各自治体とも同様のリスクを負っていると言える。そこで、各自治体の相互扶助の観点から、地方独自の財源である交付税の財源から積み立てを行うことにより、災害時における緊急の財政需要への早急な対応が期待できる。

また、大規模災害による多額の財政需要に対して、事前に財源を確保しておくことにより、被災団体以外の自治体への交付税減額などの影響を最小限に抑えることができると考えられる。

現在、地方の真の自立に向け、地方分権改革への取り組みが進められているところである。地方税財源のあり方を巡っては、地方交付税についても議論がなされ、地方交付税が国の政策誘導に使われることなく、地方固有の財源であることを明確にするため、地方共有税として国の一般会計を通さず直接特別会計に繰り入れ、法定率を見直し、特例加算や特別会計借入を行わず、間接課徴形態の地方税としての性格を明確にすることなどの提言がなされているところである。<sup>(7)</sup>

地方共有税の創設とその具体的な制度設計については神野・井手により提案されているところであり、その中で地方共有税において特別基金を設け、災害などの臨時経費に関する共有税とすることなどについて言及されているところである。<sup>(8)</sup>

しかし、基金の規模をどの程度にするのか、また、基金で対応する災害の規模をどの程度からとするのか、さらには各自治体の合意を得る必要性など様々な課題を克服していく必要がある。

## 第3節 災害復旧にかかる財源保障制度の創設

災害復旧事業については、原形復旧が基本であり、特段の理由により機能アップを図るものについては改良復旧により災害復旧事業と併せて実施することが可能である。しかし、改良復旧についての財政支援措置は災害復旧事業ほどには手厚くなっていないことや、災害後の諸要因により、従来の施設を復旧する価値が低下し、復旧のあり方自体の検討をする必要が生じてくることもある。

このため、改良復旧についても災害復旧事業と同様の財政支援措置を講ずる必要があるものと考えられる。また、「現状の施設保障」から「現状復旧のための財源保障」へ転換を行い、すべての施設を一律に現況復旧するのではなく、現況復旧するための財源を交付し、復旧事業の実施の有無に関係なく用途は各自治体に任せるような制度の創設も検討の余地があるのではないかと考えられる。阪神・淡路大震災は主に都市部に被害が集中したためこの様な例は少なかったかもしれないが、山間部や過疎地域などにおける大規模な災害においてはこうした復旧の必要性などについても議論される可能性が高いと予想される。



現に平成 16 年 10 月の新潟県中越地震においては被害の大きかった中山間地域の集落移転などの検討がなされているところである。

そうしたことも踏まえ、従来どおりの復旧を行うのではなく、こうした「復旧のための財源保障」をしていくことにより、より総合的な施設の復旧や整備が行われるとともに、地域事情に則した復旧・復興が可能になるものと考えられる。

## 第 7 章 おわりに

災害復旧・復興をめぐるっては、被災地への財政支援の必要性を認める一方、「焼け太り」などの過剰な支援と言った声も聞かれるところである。しかし、被災地の状況はその地域でしか分からないものも多く、震災等の影響により現在もなお被災地域内の総生産が震災前の水準まで回復せず、全国との格差が拡大しているといわれる中<sup>(9)</sup>、せめて震災前の水準までの復興を願う地元の切実な声を反映していくことについては、今後同様の災害に直面する可能性のある各地方自治体に共通の認識になりうるものとする。

## 脚 注

- (1) 安田拡、河内友規、永松伸吾：阪神淡路大震災からの復興と公的資金－政府・自治体からの「復興資金」はどのように投入されてきたか 都市問題 第91巻 第1号 2000.1月号 P95～114
- (2) 芦屋市震災復興計画による
- (3) 平成8年4月1日 北淡町発表資料による。
- (4) 宮内興一、鶴田廣巳：大地震と地方自治－復興への提言 大震災と地方自治研究会編 P240～268
- (5) 地方財政 95.5月号 P24
- (6) 本間正明：震災復興財源の課題とあり方、震災対策国際総合検証会議 検証提言
- (7) 新地方分権構想検討委員会：分権型社会のビジョン最終報告
- (8) 神野直彦・井手英策編：希望の構想 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン p65～80
- (9) 平成19年1月16日神戸新聞

(参 考)

芦屋市の歳入・歳出の状況（普通会計一般財源ベース）

	H5	H6	H7	H8	H9
歳 入	30,865,324	30,793,991	36,151,077	28,060,186	30,061,381
地方税	24,515,437	22,137,716	17,746,295	20,829,150	23,563,758
個人住民税	14,412,751	12,038,365	8,630,893	10,202,885	12,864,713
個人均等割	67,377	66,133	48,319	75,978	80,848
所得割	14,345,374	11,972,232	8,582,574	10,126,907	12,783,865
法人住民税	629,720	559,318	485,969	676,151	531,922
法人均等割	180,253	177,955	207,196	212,849	205,098
法人税割	449,467	381,363	278,773	463,302	326,824
固定資産税	6,939,203	6,957,194	6,277,969	7,211,329	7,430,701
その他の税	2,533,763	2,582,839	2,351,464	2,738,785	2,736,422
地方交付税	26,063	1,190,332	1,958,759	1,598,540	1,583,625
普通交付税	0	0	0	22,721	0
特別交付税	26,063	1,190,332	1,958,759	1,575,819	1,583,625
その他	6,323,824	7,465,943	16,446,023	5,632,496	4,913,998
歳 出	29,176,429	28,668,508	34,130,775	25,438,825	28,333,033
義務的経費	11,432,211	12,131,254	12,303,839	12,742,938	13,823,354
人件費	8,697,670	9,073,349	8,795,723	8,548,839	8,734,911
扶助費	754,566	1,039,615	940,722	984,148	1,075,669
公債費	1,979,975	2,018,290	2,567,394	3,209,951	4,012,774
投資的経費	5,045,810	4,658,640	2,533,651	1,855,887	3,896,974
うち単独	3,742,066	3,855,851	1,433,030	1,108,460	3,080,094
物件費	3,704,671	3,971,940	11,780,687	3,597,736	3,798,902
補助費等	1,485,041	1,577,593	2,698,370	2,290,542	1,820,235
繰出金	6,110,836	3,895,622	3,687,457	3,503,607	4,335,683
その他	1,397,860	2,433,459	1,126,771	1,448,115	657,885

(単位:千円)

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
32,743,379	31,682,384	35,858,902	34,108,609	32,561,906	31,551,949	31,015,073
23,319,249	22,523,582	21,305,500	21,505,333	20,923,384	20,288,509	20,167,026
12,642,560	11,768,325	11,155,790	11,534,146	11,112,248	11,104,886	10,996,132
80,967	84,061	82,593	84,044	85,594	86,670	103,960
12,561,593	11,684,264	11,073,197	11,450,102	11,026,654	11,018,216	10,892,172
580,313	503,640	548,279	491,817	557,848	541,984	545,557
207,940	210,867	216,090	215,151	223,046	220,100	226,825
372,373	292,773	332,189	276,666	334,802	321,884	318,732
7,573,083	7,726,422	7,273,213	7,222,095	7,073,328	6,589,835	6,575,840
2,523,293	2,525,195	2,328,218	2,257,275	2,179,960	2,051,804	2,049,497
1,671,770	1,859,042	1,890,032	1,793,052	1,741,110	2,398,071	2,275,522
0	0	0	0	0	894,042	975,501
1,671,770	1,859,042	1,890,032	1,793,052	1,741,110	1,504,029	1,300,021
7,752,360	7,299,760	12,663,370	10,810,224	9,897,412	8,865,369	8,572,525
31,274,353	30,242,925	34,280,778	33,547,532	31,585,801	30,536,798	30,119,647
14,432,103	15,811,302	17,234,672	17,298,648	18,291,921	17,986,541	18,495,638
8,665,520	8,625,489	8,892,803	8,471,552	8,913,592	8,197,709	8,406,075
1,199,596	1,137,947	988,180	1,014,244	1,034,803	1,156,776	1,126,948
4,566,987	6,047,866	7,353,689	7,812,852	8,343,526	8,632,056	8,962,615
3,879,388	4,984,440	7,124,057	5,452,585	2,721,667	1,420,825	1,583,175
3,457,024	3,151,325	2,632,762	3,820,300	2,431,532	1,056,717	515,119
3,717,685	3,856,325	3,465,673	3,544,265	3,236,628	3,254,720	3,066,358
1,736,796	1,901,993	1,692,707	1,770,288	1,425,311	1,611,075	1,493,489
3,061,988	2,861,461	3,207,431	3,503,383	3,520,410	3,403,744	3,106,721
4,446,393	827,404	1,556,238	1,978,363	2,389,864	2,859,893	2,374,266

北淡町の歳入・歳出の状況（普通会計一般財源ベース）

	H5	H6	H7	H8	H9
歳入	3,565,044	4,684,741	4,859,012	4,546,964	4,995,741
地方税	837,744	761,094	589,500	745,412	891,001
個人住民税	384,148	296,915	161,757	222,154	354,303
個人均等割	4,944	4,171	3,736	6,377	6,600
所得割	379,204	292,744	158,021	215,777	347,703
法人住民税	44,862	34,489	51,246	58,773	47,562
法人均等割	12,847	12,473	16,320	14,496	11,778
法人税割	32,015	22,016	34,926	44,277	35,784
固定資産税	338,874	359,730	304,969	389,211	409,238
その他の税	69,860	69,960	71,528	75,274	79,898
地方交付税	2,242,526	2,727,887	2,762,298	2,976,645	3,091,541
普通交付税	2,059,026	2,097,887	2,078,298	2,416,645	2,520,541
特別交付税	183,500	630,000	684,000	560,000	571,000
その他	484,774	1,195,760	1,507,214	824,907	1,013,199
歳出	3,493,777	4,518,916	4,767,637	4,323,839	4,799,474
義務的経費	1,640,155	1,782,345	1,664,210	1,801,347	1,947,490
人件費	984,888	1,079,710	907,622	1,006,187	1,037,410
扶助費	105,218	144,488	117,240	126,631	144,910
公債費	550,049	558,147	639,348	668,529	765,170
投資的経費	576,116	542,358	709,378	844,016	744,982
うち単独	525,825	420,145	362,047	699,598	621,358
物件費	283,102	816,735	1,269,964	414,800	454,452
補助費等	427,140	496,122	594,165	679,211	665,545
繰出金	287,292	264,670	229,279	330,607	397,143
その他	279,972	616,686	300,641	253,858	589,862

(単位：千円)

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
4,239,745	4,193,893	4,558,852	5,495,129	6,235,623	6,967,158	6,263,055
908,569	884,962	860,391	843,101	819,974	797,326	769,957
356,400	315,792	311,652	284,689	250,403	248,038	217,491
6,587	6,666	6,614	6,510	6,418	6,500	9,501
349,813	309,126	305,038	278,179	243,985	241,538	207,990
36,722	37,322	28,834	25,583	24,237	25,805	20,688
11,481	11,353	12,107	11,764	11,401	11,958	11,249
25,241	25,969	16,727	13,819	12,836	13,847	9,439
435,982	454,097	442,731	458,141	472,510	449,531	457,249
79,465	77,751	77,174	74,688	72,824	73,952	74,529
2,742,029	2,838,077	2,864,045	2,800,482	2,724,604	2,691,391	2,916,668
2,145,556	2,231,077	2,278,045	2,273,982	2,252,304	2,378,991	2,414,768
596,473	607,000	586,000	526,500	472,300	312,400	501,900
589,147	470,854	834,416	1,851,546	2,691,045	3,478,441	2,576,430
4,130,262	4,099,406	4,316,502	5,005,538	5,547,963	6,341,296	6,843,644
2,117,053	1,965,777	2,032,254	2,016,064	2,048,988	2,130,799	2,416,011
1,022,394	969,736	946,677	948,288	818,252	751,938	872,949
127,192	120,668	96,212	71,964	65,296	71,841	136,644
967,467	875,373	989,365	995,812	1,165,440	1,307,020	1,406,418
603,178	684,400	626,243	1,135,562	1,571,921	1,854,722	2,333,791
536,562	662,546	605,724	1,108,164	1,533,472	1,695,807	1,360,355
428,585	430,304	490,426	607,749	523,905	571,046	615,792
531,817	538,264	613,098	682,282	744,478	709,786	761,148
359,320	310,549	482,163	510,151	647,571	545,366	703,582
90,309	170,112	72,318	53,730	11,100	529,577	13,320

